

# 電気需給約款ミライフ東日本(株) (北海道電力管内) 高圧・特別高圧 (新旧対照表)

※赤字は変更部分

※誤字・脱字の軽微な修正につきましては、本表への記載を割愛いたします

現行約款	改訂約款
<p>第 15 条 契約種別</p> <p>(1) 契約種別は、第 6 条 (電気需給契約締結前の確認事項) 第(1)項なお書きに従い定めるものとし、次のとおりとします。</p> <p>イ 高圧でお客さまが電気の需給を受けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務用電力</li> <li>② 高圧電力</li> <li>③ 臨時電力</li> <li>④ 自家発補給電力 A</li> <li>⑤ 自家発補給電力 B</li> <li>⑥ 予備電力</li> </ul> <p>ロ 特別高圧でお客さまが電気の需給を受けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務用電力</li> <li>② 特別高圧電力</li> <li>③ 臨時電力</li> <li>④ 自家発補給電力 A</li> <li>⑤ 自家発補給電力 B</li> <li>⑥ 予備電力</li> </ul> <p>(2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、みなし小売電気事業者において当該契約種別 (当該契約種別</p>	<p>第 15 条 契約種別</p> <p>(1) 契約種別は、第 6 条 (電気需給契約締結前の確認事項) 第(1)項なお書きに従い定めるものとし、次のとおりとします。</p> <p>イ 高圧でお客さまが電気の需給を受けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務用電力</li> <li>② 高圧電力</li> <li>③ 臨時電力</li> <li>④ 自家発補給電力 A</li> <li>⑤ 自家発補給電力 B</li> <li>⑥ 予備電力</li> <li>⑦ 上記①～⑥に対応するカーボンニュートラル高圧電力</li> </ul> <p>ロ 特別高圧でお客さまが電気の需給を受けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務用電力</li> <li>② 特別高圧電力</li> <li>③ 臨時電力</li> <li>④ 自家発補給電力 A</li> <li>⑤ 自家発補給電力 B</li> <li>⑥ 予備電力</li> <li>⑦ 上記①～⑥に対応するカーボンニュートラル特別高圧電力</li> </ul> <p>(2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、みなし小売電気事業者において当該契約種別 (当該契約</p>

が存在しない場合は類似のもの)につき適用される、みなし小売電気事業者が公表する約款、要綱その他これらに類するもの(以下「みなし小売電気事業者の約款等」といいます。)に準じて決定するものとします。

#### 第 16 条

(2) 料金は、基本料金および電力量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金(あれば)を加算して算出いたします。電力量料金は、燃料費調整額および調達調整額を加減して算出いたします。

種別が存在しない場合は類似のもの)につき適用される、みなし小売電気事業者が公表する約款、要綱その他これらに類するもの(以下「みなし小売電気事業者の約款等」といいます。)に準じて決定するものとします。

(3) カーボンニュートラル高圧電力およびカーボンニュートラル特別高圧電力の契約種別特徴は次のとおりとします。

イ カーボンニュートラル高圧電力およびカーボンニュートラル特別高圧電力は、当社が非化石証書(一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。)、J-クレジットまたはグリーン電力証書を使用し、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとなる電気として、お客さまに供給いたします。

ロ 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書は、原則として、発電所や電源の種類、環境価値の由来を特定するものではありません。ただし、お客さまの希望によりこれらの由来を指定できる場合もあります。

ハ お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、当社の非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書の調達状況が悪化した場合、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロにならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償する責任を負いません。

#### 第 16 条

(2) 料金は、基本料金および電力量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金(あれば)を加算して算出いたします。電力量料金は、燃料費調整額および調達調整額を加減して算出いたします。調達調整額については、お客さまの年間使用電力量により、料金算定の項目から除外する場合があります。

(4) 料金の算定にあたり、力率割引および割増し、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金（あれば）については、別段の合意のない限り、所轄のみなし小売電気事業者の約款に準じて決定するものとします。ただし、燃料費調整額の算出にあたり、燃料費調整単価算定に使用する平均燃料価格に上限は設けないものとし、平均燃料価格が所轄のみなし小売電気事業者が燃料費調整単価算定に用いる上限を超過した場合においても実際の平均燃料価格により燃料費調整単価を算定するものとします。

(5) 調達調整額は、毎月の使用電力量に、調達調整額の基準単価から当社が調達する電源の固定価格分のうち電源の入れ替えなどによる変動分を減算または加算して算出した調達調整額単価を適用して算定いたします。当社は、毎年12月末までに次年度の調達調整額の算定を行い、これを当社のウェブサイトに掲載する方法でお知らせいたします。なお、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、当該年度の価格水準の維持が難しいと見込まれる場合には、年度内において当年度の調達調整額を見直すことがあり、その場合は、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。

付則

第1条 本約款は2016年4月1日より施行するものとします。

第2条 本約款の改定は2023年6月1日より実施するものとします。

(4) 料金の算定にあたり、力率割引および割増し、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金（あれば）については、別段の合意のない限り、所轄のみなし小売電気事業者の約款に準じて決定するものとします。また、調達調整額については、当社の電源調達状況にもとづき決定するものとします。燃料費調整額および調達調整額については、別表のとおりといたします。

(5) 削除

付則

第1条 本約款は2025年4月1日より実施するものとします。

別表

別表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、かつ、お客さまから当社にその旨を申し出た場合、当該お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条

第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額といたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の計算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100 \text{円未満四捨五入})$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日まで 期間（翌年が閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整

単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	18 銭 8 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を毎月発行の請求書明細にてお知らせいたします。

3 調達調整

(1) 調達調整額の算定

当社は、調達する電源の固定価格分のうち電源の入れ替えなどによる変動分を、調達調整額として算定いたします。調達調整額は、毎月の使用電力量に次号の調達調整額の基準単価から当該変動分を減算しまたは加算して算出した調達調整額単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

調達調整額の基準単価は、1 キロワット時につき 5.62 円といたします。ただし、当社の経営努力等により低廉な電源の調達を行った場合には 0 円を下限として減算し、電源価格の急騰等によりやむを得ず本約款改定時点の電源調達費を上回る場合は 6.62 円を上限に加算いたします。

(3) 調達調整額のお知らせ

当社は、各年度（なお、4 月 1 日から翌年 3 月末日までを 1 年度とします。以下同じ。）の末日までの適宜の時期に次年度の調達調整額の算定を行い、当社の

	<p>Web サイトに掲載する方法でお知らせいたします。なお、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、当該年度の価格水準の維持が難しいと見込まれる場合には、年度内において当年度の調達調整額を見直すことがあります。その場合は、当社の Web サイトに掲載する方法によりお知らせいたします。</p>
--	--